

佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（抜粋）

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 135 号

（多量排出事業者の義務）

第 5 条の 2 多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者として規則で定めるもの（以下「多量排出事業者」という。）は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物減量等推進責任者を選任し、市長に届け出なければならない。廃棄物減量等推進責任者を変更したときも、同様とする。

2 多量排出事業者は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

3 多量排出事業者は、前項の計画に従い、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

4 多量排出事業者は、その事業所の建築物又は敷地内に、再使用又は再生利用の対象となる物及びその他の廃棄物を分別して保管する場所を設置するよう努めなければならない。

（改善勧告）

第 5 条の 3 市長は、多量排出事業者が前条第 1 項から第 3 項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例施行規則（抜粋）

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 131 号

（多量排出事業者）

第 2 条の 2 条例第 5 条の 2 第 1 項に規定する多量排出事業者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 市の処理施設（し尿処理施設を除く。）を利用して事業系一般廃棄物を処分する事業者で、その搬入量が年間 36 トン以上であるもの
- (2) 前号に規定するもののほか、事業系一般廃棄物の減量のために特に必要と認める事業者で市長が指定するもの

（廃棄物減量等推進責任者の選任等）

第 2 条の 3 条例第 5 条の 2 第 1 項の規定による廃棄物減量等推進責任者の選任は、多量排出事業者が所有し、占有し、又は管理する権原を有する建築物（以下「多量排出事業所」という。）から排出される事業系一般廃棄物を管理することができる者のうちから多量排出事業所ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、多量排出事業所の廃棄物減量等推進責任者が同時に他の多量排出事業所の廃棄物減量等推進責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内に存する 2 以上の多量排出事業所の所有者、占有者又は管理する権原を有する者が同じである場合で、1 人の廃棄物減量等推進責任者が当該 2 以上の多量排出事業所の廃棄物減量等推進責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第 5 条の 2 第 1 項の規定による廃棄物減量等推進責任者の届出は、その選任をした日から 30 日以内に廃棄物減量等推進責任者選任（変更）届（様式第 1 号）により行わなければならない。廃棄物減量等推進責任者を変更したときも、同様とする。

（事業系一般廃棄物の減量に関する計画の提出）

第 2 条の 4 条例第 5 条の 2 第 2 項の規定による事業系一般廃棄物の減量に関する計画は、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書（様式第 1 号の 2）により、年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。この項において同じ。）ごとに作成して、毎年 6 月 30 日までに市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において多量排出事業者に指定された者は、市長の指定する日までに提出しなければならない。